

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構

2024 年度自己点検評価書

評価期間：2024 年 1 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

2025 年 6 月 12 日

2025 年 6 月 25 日一部改訂

自己点検評価書目次

1. 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構設立の経緯	3
2. 自己点検評価項目	4
3. 自己点検評価（本文）	5
4. 自己点検・評価体制	2 3

参考資料

【参考1】公募要領 P.9 審査の観点	2 5
【参考2】※選定時のコメント	2 6
【参考3】令和4年度「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施」事業 進捗確認における評価項目	2 7
【参考4】令和6年度「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施」事業 事後評価における評価項目	2 8

1. 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構設立の経緯

リサーチ・アドミニストレーター（URA）を含む研究マネジメント人材についてはその必要性が指摘されており、現在約 1,800 名以上※が URA として活躍している。

平成 23（2011）年度に始まった文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業において URA が広く周知され、さらに平成 25（2013）年度には文部科学省「研究大学強化促進事業」により URA の配置が大きく進展した。

第 4 期科学技術基本計画以降、URA について言及が続いており、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においても URA 等のマネジメント人材の重要性と専門職としての質の担保、処遇の改善の必要性が強く指摘されている。

こうした状況を踏まえ、平成 30（2018）年に文部科学省リサーチ・アドミニストレーター活動の強化に関する検討会が取りまとめた「リサーチ・アドミニストレーターの質保証に資する認定制度の導入に向けた論点整理」において、専門性を踏まえた研修の実施並びに専門性・スキルの可視化の必要性とそれを実現するための観点が提言された。この論点整理を受け、令和元（2019）年度科学技術人材養成等委託事業「リサーチ・アドミニストレーターに係る質保証制度の構築に向けた調査研究」、令和 2（2020）年度科学技術人材養成等委託事業「リサーチ・アドミニストレーターの認定制度実施に向けた調査・検証」として、URA 関係団体（リサーチ・アドミニストレーター協議会、研究大学コンソーシアム、学術研究懇談会、大学技術移転協議会、多能工型研究支援人材育成コンソーシアム、医療系産学連携ネットワーク協議会、科学技術振興機構）の協力の下、リサーチ・アドミニストレーターの質保証に資する認定制度（以下「URA スキル認定制度」という。）の検討が進められた。

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「本機構」という。）は、この検討の結果として、令和 3（2021）年度から始まった科学技術人材育成費補助金「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施」事業（以下「補助事業」という。）の下で構築された URA スキル認定制度を実施する組織として令和 4（2022）年 1 月 25 日に設立された。

URA の役割は多様であり、配置する機関の特性により業務内容も多岐にわたっている。また、今後は大学等研究機関の中だけではなく社会と連携した研究、未来のための研究が求められ、より多くのステークホルダーを巻き込んだ研究活動が求められる。こうした研究を支える URA の役割は一層重要になっている。本機構はこれからの研究活動を支える URA のスキル向上に資する体系的な研修と、所属機関や個人の属性に左右されない統一的な基準に基づくスキル認定を行うことで、URA 個人のキャリア形成を支援するとともに、我が国全体の研究力強化に貢献するために設立された。なお、研修については、令和 6（2024）年度から国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が実施することになった。

※文部科学省 令和 5 年度大学等における産学連携等実施状況調査（令和 7 年 2 月 14 日公表版）より

2. 自己点検評価項目

令和 3（2021）年度の補助事業採択時において、「質保証制度」に対する自己検証・改善のため、評価・点検の方針や具体的方法の検討・策定、並びに定期的な実施を要請された。このため、自己点検評価項目は、補助事業期間中においては、補助金公募要領記載の【審査の観点】及び令和 4（2022）年度実施の進捗確認における「進捗評価項目」を基礎として、下記のように設定した。

なお、本自己点検評価期間（2024 年 1 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）において、補助事業期間終了後の令和 6（2024）年 4 月 1 日以降の自己点検評価項目についても、引き続き補助事業期間中の評価項目を用いるとともに、補助事業期間終了後の評価を年度単位とするため、令和 6（2024）年度末までの 15 か月間を対象とした。ただし、研修事業については、令和 6（2024）年 4 月 1 日から JST へ移管されたことに伴い、研修事業に関する評価項目は適用しないこととした。

評価項目（ただし、令和 6（2024）年 4 月 1 日以降は、研修事業に関する項目は非適用）

（1） URA スキル認定機構の運営状況

- ・ URA に関係する団体、大学等が広く事業に関わることが可能な体制となっているか。
- ・ URA に関係する団体、大学等において研修や認定が広く活用されるような働きかけが可能な体制となっているか。
- ・ 取組に対する評価やニーズの変化等に対応して適切な改善を行っているか。
- ・ 費用対効果は適切であるか。
- ・ 事業を最大限効率的に実施するための有機的な運営体制を構築しているか。
- ・ 本制度の継続性・発展性を確保し得る体制及び資金計画となっているか。

（2） URA 質保証制度の実施状況

- ・ 研修及び認定審査について、URA や大学等のニーズ等を踏まえた「質の確保」を行っているか。
- ・ 事業内容について、自ら評価や改善が可能な体制を構築しているか。

（3） 研修の実施状況について

- ・ 科目群・科目・シラバス等に基づいた研修を実施しているか。
- ・ URA の経験者を対象にした高度かつ専門的な内容を取り扱うレベルのほか、大学等で研究支援にかかる実務を行う事務職員や、社会人や大学院生等の URA の未経験者なども受講可能な研修を実施しているか。

（4） URA の認定の実施状況について

- ・ 審査及び認定を適切に実施しているか。

3. 自己点検評価（本文）

（1） URA スキル認定機構の運営状況

- ・ URA に関係する団体、大学等が広く事業に関わることが可能な体制となっているか。

自己判定：可能な体制となっている。

判定理由：本機構の運営には、次の7団体（五十音順）（2024年4月1日以降は、JSTを除く6団体）から推薦された者が、「事業運営方針、事業計画に関すること」等を決定する事業運営会議の委員として参画している。また、研修や審査の具体的な審議を行う研修委員会（2024年3月31日まで）及び認定委員会も、各団体から推薦された委員で構成されている等、本機構の運営に関して協力を得る体制となっている。

○医療系産学連携ネットワーク協議会（medU-net）

・ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）（2024年3月31日まで）

・ 学術研究懇談会（RU11）

・ 研究大学コンソーシアム（RUC）

○一般社団法人大学技術移転協議会（UNITT）

○多能工型研究支援人材育成コンソーシアム（多能工）

○一般社団法人リサーチ・アドミニストレーション協議会（RA 協議会）

また、関係団体には各団体の活動趣旨を共有する多くの大学等（大学だけでなく、大学共同利用機関、高等専門学校や国・自治体の研究機関も含む。以下同じ。）が参画していることから、様々な特徴・性格を有する大学等が間接的に本機構の事業に関わっているといえる。

さらに、一般社団法人としての本機構には、上記○印の4団体が定款で定める団体正会員として参画し、認定事業を行う法人としての事業の独立性・透明性を担保しながら社員総会等の法人業務を進めている。

以上から、URA に関係する団体、大学等が広く事業に関わることが可能な体制となっているといえる。

根拠：1-01_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構事業運営会議
規程

1-02_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修委員会設
置要綱

1-03_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定委員会設
置要綱

3-01_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構定款

3-02_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構会則

3-07_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構関係団体名簿

- ・ URA に関係する団体、大学等において研修や認定が広く活用されるような働きかけが可能な体制となっているか。

自己判定：可能な体制となっている。

判定理由：関係団体を通じ又は協力を得て、幅広く事業の周知を行う体制を構築している。

【2024 年 1 月～3 月】

Fundamental レベル及び Core レベルの研修や認定 URA 審査に関する必要情報は、事業運営会議を通して、7 団体へ実施の周知を行っていた。また、7 団体を経て、大学等に伝わる体制となっていた。

また、2024 年度から研修事業が JST に移管されることに伴う規程の見直しの必要性や運営体制の課題等について、研修委員会及び認定委員会並びに事務局にて検討を行い、事業運営会議を通じて 7 団体へ必要事項の周知を行うとともに、2024 年度以降の研修や認定事業に関する伝達事項を Web サイトに掲載する等の対応を行った。

【2024 年 4 月～2025 年 3 月】

2024 年度は、URA スキル認定制度に関するチラシを作成し、関係団体である RA 協議会の協力を得て、第 10 回年次大会の会場で配布するとともに、設置したブースにてポスター掲示及び制度説明を行った。併せて、認定 URA 審査時に活用する研修・審査ポータル未登録者がいる大学宛てに、当該チラシを配布することで、URA スキル認定制度の周知を行った。最終的に、576 機関に送付することで、日本全国の大学に制度を周知することができた。また、必要事項は随時、Web サイトに掲載することで、広く周知を図る仕組みとなっている。

以上から、URA に関係する団体、大学等において研修や認定が広く活用されるような働きかけが可能な体制となっているといえる。

根拠：2-07_第 12 回事業運営会議／第 11 回協力者会議議事メモ（2024 年 3 月 26 日）

2-09_リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材の育成に係る研修実施概要（2024 年 3 月 28 日）

2-10_2024 年度以降の認定 URA の審査スケジュールについて（2024 年 3 月 28 日）

2-23_2024 年度認定制度チラシ

2-24_2024 年度認定制度チラシ送付先（576 機関）

- ・ 取組に対する評価やニーズの変化等に対応して適切な改善を行っているか。

自己判定：適切な改善を行っている。

判定理由：研修委員会及び認定委員会の委員は、事業運営会議から推薦のあった者や関係団体から推薦された者で構成されており、関係団体におけるニーズ及び関係団体に属する大学等におけるニーズの変化を網羅的に把握し十分反映できる体制となっている。

また、研修及び審査の実施においては、受講者及び申請者に対して、終了後にアンケートへの回答を依頼している。そのアンケート結果については、事務局で取りまと

めた上で、研修については研修委員会、認定審査については認定委員会に報告している。更に認定審査時における審査委員会審査員からのコメント及び不服申立て時における不服審査委員会からの提言も認定委員会に報告している。これらの情報により、各委員会は、受講者及び申請者並びに審査員・委員による評価や、そのニーズ変化を適切に把握し、より良い制度の構築に向け改善を行った。具体的には次の通りである。

【2024 年 1 月～3 月】

研修では、下表の通り 2023 年度中に新たに教材（動画・印刷教材・確認テスト及び関連する資料を言う。以下同じ。）改修を行う科目を研修委員会で決定し、C5 研究開発評価及び J15 国際化推進以外の 7 科目について、2024 年 3 月までに教材改修を完了した。教材改修に際しては、研修委員会の下に試験委員会を設置し、確認テストの設問とテキストの整合性や妥当性の検証を行うことで、科目としてのレベルや確認テストの質の維持を担保した。なお、C5 研究開発評価及び J15 国際化推進（下線で示した科目）については、2024 年度以降に JST に改修作業を移管した。

2023 年度改修科目 (下線の科目は 2024 年度に延期)	2024 年度改修を JST に移管した科目
B3 科学技術政策概論 B4 研究力分析とその活用 <u>C5 研究開発評価</u> E8 研究プロジェクトのマネジメント手法 G11 知的財産 H12 研究コンプライアンス及びリスク管理① H13 研究コンプライアンス及びリスク管理② I14 広報 <u>J15 国際化推進</u>	C5 研究開発評価 J15 国際化推進

審査では、2023 年度後期の認定 URA の審査を実施し、55 名中 37 名の申請者を認定した。併せて、申請者にアンケートを実施するとともに、審査委員会審査員からの審査時のコメントを取りまとめ、2024 年度以降の改善点を検討する際の素材とした。

また、2026 年度に必要となる認定 URA の更新審査の実施に向けて、更新審査の実施方法（審査体制、審査基準、更新審査実施要項及び更新審査様式等）の検討を開始した。

【2024 年 4 月～2025 年 3 月】

審査では、2023 年度後期の認定審査の結果及び不服申立ての状況並びに、申請者へのアンケート結果や審査委員会審査員からの審査時のコメント及び不服審査委員会からの提言を踏まえ、審査実施要項と申請書様式の改訂を行った。特に「URA 業務の経験年数に関する申請要件」については、「認定 URA の申請要件を満たしたか

ら申請が受け付けられたのであるから、評価項目1（URA 業務の経験年数）を否として、審査で落とすのは問題ではないか」という意見が申請者からあった。このため「申請要件」を「申請者が満たすべき条件（申請条件）」に改め、URA 業務の経験年数は、審査において判定する旨を明記した。改訂内容については、認定委員会で検討し、事業運営会議の審議を経て決定した。更に、「書類不備」で認定否の判定になった場合については、不服審査委員会で判定が覆ったことがないことを、不服申立てに関する注意事項として Web サイトに掲載することで情報提供を行った。

また、2023 年度から引き続き、更新審査の実施方法（審査体制、審査基準、更新審査実施要項及び更新審査様式等）の検討を行った。

以上から、取組に対する評価やニーズの変化等に対応して適切な改善を行っているといえる。

※2024 年 4 月から研修は JST に移管され、「URA 研修」として実施された。

根拠：2-07_第 12 回事業運営会議／第 11 回協力者会議議事メモ（2024 年 3 月 26 日）

2-08_資料 3-3_認定 URA の更新審査について（2024 年 3 月 26 日）

2-12_資料 6_2024 年度認定 URA 審査実施要項（案・見出し版）（2024 年 9 月 26 日）

2-13_資料 7_認定 URA の申請に必要な書類とその書き方（案・見出し版）（2024 年 9 月 26 日）

2-16_第 16 回事業運営会議議事メモ（案）（2025 年 3 月 21 日）

2-17_第 12 回研修 WG 議事メモ（2024 年 2 月 29 日）

2-19_資料 4_2024 年度認定 URA 審査実施要項で改訂すべき点（2024 年 3 月 18 日）

・費用対効果は適切であるか。

自己判定：費用対効果は適切である。

判定理由：2022 年 1 月 25 日から 2025 年 3 月 31 日にかかる研修受講者（URA 研修を除く。）及び認定者は、次表のとおりである。

研修について、年度単位で見ると 2022 年度の Fundamental 302 名、Core 161 名から、2023 年度はそれぞれ 379 名、223 名と大幅な受講者数の増加となった（※受講者数に再受講者は含まない。）。

認定について、2022 年度の申請者は 96 名であったが、2023 年度は 90 名であり微減であった。更に、2024 年度は 67 名となり前年度比で約 3 割減となった。

【Fundamental レベル】（2024 年度からは URA 研修として JST で実施）

Fundamental	受講者数	修了者数
2021 年度後期	17	17
2022 年度前期	159	152

2022 年度後期	143*	136
2023 年度前期	146*	134
2023 年度後期	233*	219

*再受講者は含まない。

【Core レベル】(2024 年度からは URA 研修として JST で実施)

Core	受講者数	修了者数
2021 年度後期	1	1
2022 年度前期	83	79
2022 年度後期	78*	74
2023 年度前期	79*	74
2023 年度後期	144*	134

*再受講者は含まない。

【認定 URA】

認定 URA	申請者数	認定者数
2021 年度後期	3	3
2022 年度前期	58	45
2022 年度後期	38	34
2023 年度前期	35	29
2023 年度後期	55	37
2024 年度	67	59

※2024 年度からは年 1 回となり前期・後期の区別はなくなった。

【2024 年 1 月～3 月】

2023 年度は、2024 年度以降の補助事業終了を見据え、研修委員会、認定委員会及び事業運営会議にて次の項目について、検討を行った。

研修に関しては、「研修教材及び確認テストの作成に関する申し送り事項について」の文章として取りまとめ、JST に申し送ることとした。

検討項目	検討結果
審査料の見直し	値上げする。
研修と認定審査の実施回数の見直し	Fundamental レベルは年 2 回を維持 Core レベルは年 1 回に変更 認定 URA の審査は年 1 回に変更
研修期間の見直し	45 日間とする。
認定 URA の更新方法	継続審議

審査に関しては、2026 年度に必要となる認定 URA の更新審査の実施に向けて更新審査の実施方法（審査体制、審査基準、更新審査実施要項及び更新審査様式等）の検討を開始した。

○事業全体

2023 年度の事業における収入は、研修の受講料及び認定審査の審査料であった。2023 年度の事業における支出は、研修及び認定事業の実施に係る委員会委員や審査員への謝金、法人としての運営・維持に係る経費であり、運営面で支障はなかった。なお、職員の給与（専任職員 1 名、派遣職員 2 名）とシステム（オンデマンド研修の配信、認定審査の書類受付及び審査員への資料配付並びに受講者・申請者管理等に使用）の維持費、研修教材の改修に要する費用等については、補助金を受けた RA 協議会側での支出であった。

【2024 年 4 月～2025 年 3 月】

○認定 URA

2024 年 4 月以降、認定 URA の審査料について持続的な認定審査の運営の観点から検討を行い、審査料を 6 万円（税込み）とした。なお、2024 年度から研修は JST による「URA 研修」となり、無料で受講が可能となったことから、2023 年度までの研修受講者による研修受講料負担（Fundamental レベル 3 万円、Core レベル 3 万円）を考慮し、次の通り審査料の経過措置を定めた。

2023 年度以前に Fundamental レベルと Core レベルを受講した者 3 万円

2023 年度以前に Fundamental レベルを受講した者 4.5 万円

2024 年度から URA 研修を受講した者 6 万円

○更新審査

2023 年度から引き続き、更新審査の実施方法（審査体制、審査基準、更新審査実施要項及び更新審査様式等）の検討を行った。

○事業全体

2024 年度以降は、研修事業が JST に移管されたことに伴い、受講料収入が 0 となる一方、教材改修に関する作業負担や事務的負担が無くなった。しかし、本機構の財務構造は、研修受講料が収入の大半を占めていたことから、2024 年度以降は認定審査料のみの収入で、認定事業の自立化が求められる状況となった。この点について、2023 年度に引き続き、2024 年 9 月 26 日及び 2025 年 1 月 10 日の事業運営会議で、2027 年度までの財政シミュレーションを行い、認定審査料の値上げと 2026 年度に開始予定の更新審査を実施することで、収入の安定を図ることとした。

なお、2024 年度の審査料収入は申請者数 67 名で 2,895,000 円であった。審査員への謝金、各種税金、RA 協議会への事務所運営経費の支払い等の必要経費を差し引くと約 10 万円が残る形である。本機構が負担した費用はなく、法人運営という面では、申請者数は補助事業期間中に比べて約 3 割減であったが、収支のバランスがとれた形になっている。

以上から、費用対効果は適切であるといえる。

根拠：1-13_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構料金規程

2-07_第12回事業運営会議／第11回協力者会議議事メモ（2024年3月26日）

2-08_資料3-3_認定URAの更新審査について（2024年3月26日）

2-11_第14回事業運営会議議事メモ（2024年9月26日）

2-14_第15回事業運営会議議事メモ（2025年1月10日）

2-17_第12回研修WG議事メモ（2024年2月29日）

2-18_資料3_研修教材及び確認テストの作成に関する申し送り事項について（2024年2月29日）

3-03_第4期事業報告書

3-04_第4期財務諸表

3-05_第5期事業報告書

3-06_第5期財務諸表

・事業を最大限効率的に実施するための有機的な運営体制を構築しているか。

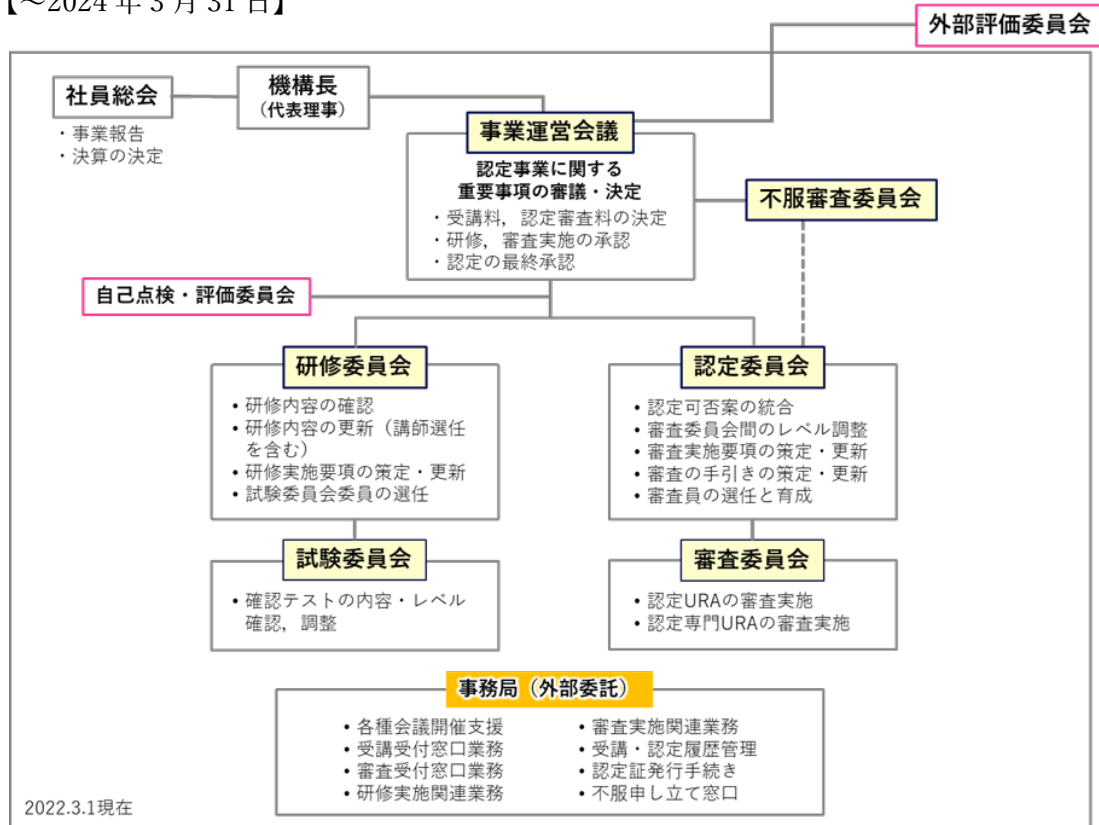
自己判定：有機的な運営体制を構築している。

判定理由：下図のように、事業運営方針や事業計画に関することを決定する「事業運営会議」を頂点に、研修に関することを審議する「研修委員会」及び確認テストの点検を実施する「試験委員会」、認定審査に関することを審議する「認定委員会」及び認定URAの審査を実施する「審査委員会」、審査結果に対する不服申立てに対応する「不服審査委員会」、更に、事業全体を評価する「自己点検・評価委員会」等、機能別の委員会が有機的に結びつき、少人数の事務局が各委員会の運営に関与することで、最大限の効果を生む体制を構築している。また、具体の運営に際しては、研修規程、認定審査規程等を適宜改正することで、研修、認定が効果的に機能するように配慮してきた。

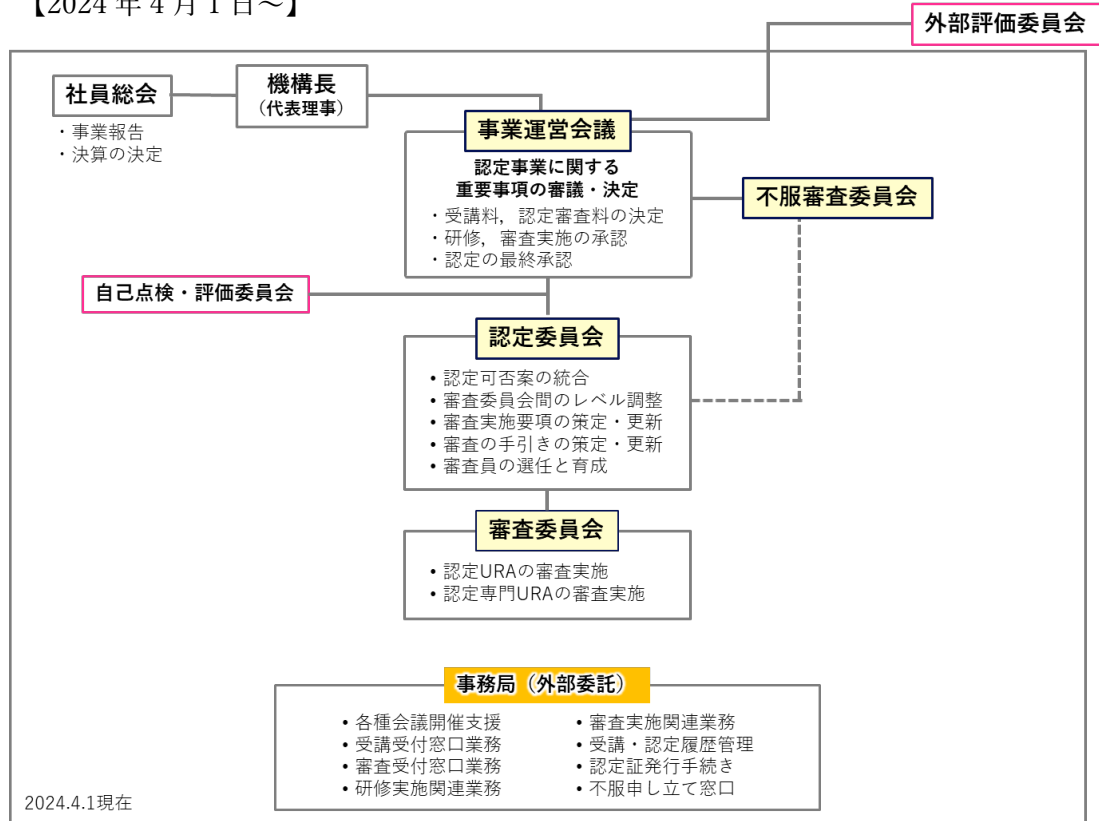
2024年4月から研修はJSTに移管され、「URA研修」として実施されたことに伴い、「研修」に関する機能の運用と規程の適用を停止した。一方、審査に関する各種規程は引き続き運用している。ただし、認定専門URAの審査の検討については、文部科学省の指示により現在、停止している。

以上から、事業を最大限効率的に実施するための有機的な運営体制を構築しているといえる。

【～2024 年 3 月 31 日】



【2024 年 4 月 1 日～】



根拠：URA スキル認定機構の運営体制図

- 1-01_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構事業運営会議
規程
- 1-02_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修委員会設
置要綱
- 1-03_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定委員会設
置要綱
- 1-04_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構試験委員会設
置要綱
- 1-05_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構審査委員会設
置要綱
- 1-06_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構不服審査委員
会設置要綱
- 1-07_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構自己点検・評
価委員会設置要綱
- 1-08_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構外部評価委員
会設置要綱
- 1-09_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修規程
- 1-10_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査規程
- 1-11_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修細則
- 1-12_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査暫定
細則
- 1-15_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構不正行為への
対応に関する規程
- 4-01_令和6年度におけるリサーチ・アドミニストレーター(URA)等の研修と認定
の扱いについて(2024年4月15日)

・本制度の継続性・発展性を確保し得る体制及び資金計画となっているか。

自己判定：継続性・発展性を確保し得る体制及び資金計画となっている。

判定理由：本制度の継続性を担保するため、本事業当初から2024年度以降の本制度の運営について、文部科学省と調整を行ってきた。その結果、研修については、2023年8月28日の事業運営会議（協力者会議）で、文部科学省から2024年度以降はJSTが引き継ぐことになることが示された。一方、認定については、2023年9月29日の事業運営会議（協力者会議）にて、2024年度以降、引き続き6団体が協力して継続することとなった。

【2024年1月～3月】

2024 年度以降の本事業の継続性と発展性を考慮し、認定 URA の審査料を見直すとともに、審査の実施時期や研修の時期と期間についても見直しを行った。その上で、研修に関しては、「研修教材及び確認テストの作成に関する申し送り事項について」の文章として取りまとめ、JST に申し送ることとした。

検討項目	検討結果
審査料の見直し	値上げする。
研修と認定審査の実施回数の見直し	Fundamental レベルは年 2 回を維持 Core レベルは年 1 回に変更 認定 URA の審査は年 1 回に変更
研修期間の見直し	45 日間とする。
認定 URA の更新方法	継続審議

【2024 年 4 月～2025 年 3 月】

2024 年 4 月以降、認定 URA の審査料について持続的な認定審査の運営の観点から検討を行い、審査料を 6 万円（税込み）とした。なお、2024 年度から研修は「URA 研修」となり、無料で受講が可能となったことから、2023 年度までの研修受講者による研修受講料負担（Fundamental レベル 3 万円、Core レベル 3 万円）を考慮し、下記の通り審査料支払いの経過措置を定めた。

2023 年度以前に Fundamental レベルと Core レベルを受講した者 3 万円

2023 年度以前に Fundamental レベルを受講した者 4.5 万円

2024 年度から URA 研修を受講した者 6 万円

法人運営については、2024 年 9 月 26 日及び 2025 年 1 月 10 日開催の事業運営会議にて 2027 年度までの財政シミュレーションを行い、審査料を 6 万円（税込み）としたことに加え、2026 年度の更新審査開始に伴う更新審査料が入ることで、収入は安定するという見通しを確認した。

以上から、財政上のリスクを考慮した上で、引き続き法人運営に関する検討が求められるが、当面、本制度の継続性・発展性を確保し得る体制及び資金計画となっているといえる。

根拠：1-13_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構料金規程

2-11_第 14 回事業運営会議議事メモ（2024 年 9 月 26 日）

2-14_第 15 回事業運営会議議事メモ（2025 年 1 月 10 日）

2-17_第 12 回研修 WG 議事メモ（2024 年 2 月 29 日）

2-18_資料 3_研修教材及び確認テストの作成に関する申し送り事項について（2024 年 2 月 29 日）

(2) URA 質保証制度の実施状況

- ・研修及び認定審査について、URA や大学等のニーズ等を踏まえた「質の確保」を行っているか。

自己判定：「質の確保」を行っている。

判定理由： まず、研修委員会及び認定委員会の委員は、事業運営会議から推薦のあった者や関係団体から推薦された者で構成されていることから、関係団体におけるニーズ及び関係団体に属する大学等におけるニーズの変化を十分に反映できる体制となっている。

次に、研修の実施においては、研修委員会に関係団体から推薦された者、事業運営会議から推薦のあった当該分野における知見、経験を有する者及び委員長が必要と認めた者を配置することで、大学等におけるニーズに適切に対応できる体制としてきた。また、研修の受講者に対して、研修終了後にアンケートを実施してきた。そのアンケート結果については、事務局で取りまとめた上で研修委員会に報告し、より良い制度の構築に向け、必要に応じた改善を行ってきた。更に、アンケート結果や法令改正等を踏まえた時宜に応じた教材の見直し・作成を行ってきた。教材の見直し・作成の際には、動画・印刷教材と確認テストとの記載内容に齟齬が生じないように、第三者評価（試験委員会）を実施することで、教材の質の維持・向上を図ってきた。

一方、認定審査の実施においては、一口に URA といっても所属機関によって業務内容が異なることを前提とした上で、審査員の所属属性を多様化させる必要がある。認定委員会ではこれらの点を考慮した上で選任した当該分野における知見、経験を有する者を各審査委員会に配置することで、実務を適切に評価できるとともに、審査の観点を統一するための事前オリエンテーションの受講を義務付けることで、審査の質も担保している。また、認定審査の申請者に対して、認定審査の終了後にアンケートを実施している。そのアンケート結果については、事務局で取りまとめた上で認定委員会に報告し、より良い制度の構築に向け、必要に応じた改善を行っている。

【2024 年 1 月～3 月】

研修では、下表の科目について、教材の見直し・作成を行うとともに、試験委員会による確認テストの第三者評価を実施した。結果的に、下線の 2 科目は目標とする水準に達することができず、2024 年度以降に JST に引き継ぐこととした。

2023 年度改修科目	2024 年度改修科目（JST）
B3 科学技術政策概論 B4 研究力分析とその活用 <u>C5 研究開発評価</u> E8 研究プロジェクトのマネジメント手法 G11 知的財産 H12 研究コンプライアンス及びリスク管理① H13 研究コンプライアンス及びリスク管理②	C5 研究開発評価

I14 広報	
J15 国際化推進	J15 国際化推進

審査では、2023 年度後期の認定 URA の審査を実施し、55 名の申請者中 37 名が合格した。審査の実施に際しては、2 つの審査委員会を設けることで、審査員の負担軽減を図った。また、両委員会での審査結果に偏りがなく、上位組織の認定委員会において認定審査暫定細則の規定に基づき両委員会における合格率や過去の合格率との比較を行うとともに、両委員会の評価のレベルに隔たりがないか検討を行う等、入念な評価を実施することで、認定審査の質の担保を図った。

【2024 年 4 月～2025 年 3 月】

審査では、2023 年度後期の認定審査の結果及び不服申立ての状況並びに、申請者へのアンケート結果や審査委員会審査員からの審査時のコメント及び不服申立て時の不服審査委員会からの提言を踏まえ、申請書様式の改訂を行った。特に「申請要件」については、「認定 URA の申請要件を満たしたから申請が受け付けられたのであるから、評価項目 1（URA 業務の経験年数）を否として、審査で落とすのは問題ではないか」という指摘があったため、「申請要件」を「申請者が満たすべき条件（申請条件）」に改め、URA 業務の経験年数は、審査において判定する旨を明記した。更に、「書類不備」で認定否の判定になった場合については、不服審査委員会で判定が覆ったことがないことを、不服申立てに関する注意事項として Web サイトに掲載することで情報提供を行った。

また、2026 年度の実施に向けた更新審査の実施方法、特に審査基準についての検討を継続して行った。

以上から、研修及び認定審査について、URA や大学等のニーズ等を踏まえた「質の確保」を行っているといえる。

根拠：1-02_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修委員会設置要綱

1-03_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定委員会設置要綱

2-07_第 12 回事業運営会議／第 11 回協力者会議議事メモ（2024 年 3 月 26 日）

2-11_第 14 回事業運営会議議事メモ（2024 年 9 月 26 日）

2-12_資料 6_2024 年度認定 URA 審査実施要項（案・見直し版）（2024 年 9 月 26 日）

2-13_資料 7_認定 URA の申請に必要な書類とその書き方（案・見直し版）（2024 年 9 月 26 日）

2-16_第 16 回事業運営会議議事メモ（案）（2025 年 3 月 21 日）

2-17_第 12 回研修 WG 議事メモ（2024 年 2 月 29 日）

- ・事業内容について、自ら評価や改善が可能な体制を構築しているか。

自己判定：自ら評価や改善が可能な体制を構築している。

判定理由：事業内容の改善については、研修及び認定審査終了後に、受講者及び申請者へのアンケートを実施すること及び認定審査においては、審査委員会審査員からのコメント及び不服審査委員会からの提言を参照することにより改善点を把握し、その結果を、研修については研修委員会、認定審査については認定委員会で議論し、より良い制度の改善に努める体制を構築してきた。

また、研修及び認定審査事業に係る改善内容については、事業運営会議に諮ってきた。

事業内容全体については、事業の実施状況を本機構自ら点検し、事業内容をより改善するため自己点検・評価委員会を設置、又本事業の実施状況を第三者的視点から評価するとともに、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を担保するため外部評価委員会を設けている。

【2024 年 1 月～3 月】

2023 年 1 月から 12 月までの本機構の事業活動について、「2023 年度自己点検評価書」案としてまとめ、2024 年 1 月から 2 月にかけて自己点検・評価委員会での審議を経て、2 月の事業運営会議で確定した。その後、2024 年 3 月 15 日の外部評価委員会にて審議を受け、2024 年 3 月 29 日に外部評価書が確定した。その結果は下表の通りである。

評価 対象年	総合評価	URA スキル 認定機構の 運営状況	URA 質保証 制度の実施 状況	研修の実施 状況	URA の認定 の実施状況
2023 年	S	a	s	s	s

併せて、事業運営会議において、2024 年度以降の外部評価委員会のあり方について審議し、補助事業期間終了後の 2024 年度以降に外部評価委員会をアドバイザーボードとするかどうかを検討することとした。

【2024 年 4 月～2025 年 3 月】

2024 年度以降の自己点検・評価と外部評価の実施方法について、2024 年度中に継続して検討を行い、2025 年 1 月 10 日の事業運営会議にて、次の 5 点を審議した。

- 1) 2024 年度の自己点検・評価期間を 2024 年 1 月から 2025 年 3 月とし、実施は 2025 年度とする。
- 2) 2024 年度の評価項目は、補助事業期間中と同じものを利用。ただし、2024 年 4 月以降は研修の実施に関する項目を除く。
- 3) 2025 年度の外部評価委員会の委員を 1 名交代する。
- 4) 2025 年度以降、自己点検・評価委員会を廃止し、事業運営会議がその役割を担う。
- 5) 2026 年度以降、外部評価委員会をアドバイザーボードとし、事業運営会議

の諮問機関とする。

その結果、1)、2)及び3)は了承を得た。4)及び5)については、2025年度以降の継続審議となった。

以上から、事業内容について、自ら評価や改善が可能な体制を構築しているといえる。

根拠：1-02_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修委員会設置要綱

1-03_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定委員会設置要綱

1-07_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構自己点検・評価委員会設置要綱

1-08_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構外部評価委員会設置要綱

2-05_2023年度自己点検評価書

2-06_2023年度外部評価書

2-07_第12回事業運営会議／第11回協力者会議議事メモ（2024年3月26日）

2-14_第15回事業運営会議議事メモ（2025年1月10日）

2-15_資料3_2024年度自己点検評価と外部評価の実施と今後の評価体制について（2025年1月10日）

(3) 研修の実施状況について

・科目群・科目・シラバス等に基づいた研修を実施しているか。

自己判定：科目群・科目・シラバス等に基づいた研修を実施している。

判定理由：研修の実施に際し、事前にシラバスを定め、その定めたシラバスを基に教材開発や確認テストの設定を行ってきた。

まず、科目群や科目の設定、シラバス内容の決定に際しては、各分野における知見、経験を有する者で構成する研修委員会での審議を得て行ってきた。

また、具体の教材や確認テストを作成し、講義を行う者については、委員等選考の基本方針に基づき、所属機関や職種、業務経験・実績等を考慮して選定してきた。

更に、研修受講時に使用する教材及び科目毎に実施する確認テストについては、研修委員会の下に設置した試験委員会による点検作業により、内容の適否の判断や科目間のレベル観の統一を図ってきた。

【2024 年 1 月～3 月】

上記の仕組みに基づき、2024 年は、基本的に科目群・科目及びシラバス等を継続しつつ、次の科目の教材・確認テストの更新作業を行った。なお、下線の科目の更新作業は終了しなかったため、2024 年度に JST に引き継ぐこととした。

2023 年度改修科目	2024 年度改修科目 (JST)
B3 科学技術政策概論 B4 研究力分析とその活用 <u>C5 研究開発評価</u> E8 研究プロジェクトのマネジメント手法 G11 知的財産 H12 研究コンプライアンス及びリスク管理① H13 研究コンプライアンス及びリスク管理② I14 広報 <u>J15 国際化推進</u>	C5 研究開発評価 J15 国際化推進

以上から、科目群・科目・シラバス等に基づいた研修を実施しているといえる。

根拠：1-02_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修委員会設置要綱

1-04_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構試験委員会設置要綱

1-14_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構における委員等選考の基本方針

2-17_第 12 回研修 WG 議事メモ (2024 年 2 月 29 日)

2-18_資料 3_研修教材及び確認テストの作成に関する申し送り事項について (2024 年 2 月 29 日)

- ・ URA の経験者を対象にした高度かつ専門的な内容を取り扱うレベルのほか、大学等で研究支援にかかる実務を行う事務職員や、社会人や大学院生等の URA の未経験者なども受講可能な研修を実施しているか。

自己判定：URA の未経験者なども受講可能な研修を実施している。

判定理由：Fundamental レベルの受講対象者は、研修規程で次のとおり定めており、受講対象者に制限を設けていない。

「大学等における URA 業務に興味関心のある者（URA 業務の経験がない者でも受講可）」

また、研修規程に基づく、研修実施要項で次のとおり具体的に定めている。

「(2) 受講対象者

Fundamental レベルは、URA に限らず、大学等における研究支援業務に興味関心のある大学・企業等の研究者、事務職員、大学院生等、どなたでも受講できます。受講対象者に制限はありません。URA としての業務経験がない人でも受講できます。

また、過去に URA スキル認定機構が実施した Fundamental レベルの研修を受講し、不合格科目がある人は、不合格科目の再受講期間内に限り再受講が可能です。」

【2024 年 1 月～3 月】

2024 年においても、引き続き受講対象者に制限を設けることなく研修を実施した。

以上から、URA の経験者を対象にした高度かつ専門的な内容を取り扱うレベルのほか、大学等で研究支援に係る実務を行う事務職員や企業関係者、大学院生等の URA の未経験者なども受講可能な研修を実施してきたといえる。

※2023 年度まで本機構で実施した Core レベルの受講対象者については、Fundamental レベルの研修修了者との制限しか設けていなかったが、2024 年度以降の JST による URA 研修においても同様となっている。

根拠：1-09_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修規程
2-01_2023 年度研修実施要項（2023 年 7 月 3 日版）

(4) URA の認定の実施状況について

- ・審査及び認定を適切に実施しているか。

自己判定：適切に実施している。

判定理由：認定 URA の審査については、認定審査規程、認定審査暫定細則及び認定 URA 審査実施要項等の規程類に従って運用されている。

まず、各申請者に対して原則として 5 名の審査員が書類審査を行う体制となっている。また、審査に際しては、次のような体制となっている。

- ・事前に審査員向けオリエンテーションを実施し、審査のレベル観の統一を図る。
- ・審査に際しては、利害関係者が審査を行わないように配慮する。
- ・個別に行った書面審査の後に行われる審査委員会では、書面審査の結果について意見交換を行い、審査員間のレベル観の共有を図る。
- ・原則として審査員 5 名で構成される審査委員会が複数設置された場合、認定委員会で、それぞれの審査委員会委員長の報告を基に審査委員会間で評価の偏りがな
いことを確認し、必要に応じて調整を図る。

更に、認定結果（認定否）について不服のある者については、不服申立てを行うことが可能となっている。

不服申立てを受けて開催される不服審査委員会は、認定委員会とは独立した組織となっており、本人の申請書類及び審査委員会が作成した審査結果の所見を基に審査する仕組みとなっている。また、利害関係者が審査に加わらないように配慮している。

【2024 年 1 月～3 月】

2023 年度後期審査において、2 つの審査委員会を設置し、55 名の申請者中 37 名を認定した。

【2024 年 4 月～2025 年 3 月】

2024 年度の認定 URA の審査には、審査に先立ち、審査員向けオリエンテーションを 2 回実施するとともに、3 つの審査委員会を設置し、67 名の申請者中 59 名を認定した。

また、2023 年度後期の審査結果を受けた不服申立てが 2 件あり、2024 年 5 月から 6 月にかけて不服審査委員会を開催し、当該案件について審議し、2 件とも不服申立てを認めなかった。併せて、「書類不備」で認定否の判定になった場合については、
不服審査委員会で判定が覆ったことがないことを、不服申立てに関する注意事項として Web サイトに掲載することで情報提供を行った。

更に、申請予定者からの質問や審査委員会審査員からのコメント、不服審査委員会からの提言を参考に、認定審査に関する関係者の理解が深まるよう、本機構の Web サイト上で、質問と回答を Q&A 形式で掲載するとともに、随時追加や改訂を行っている。2024 年は、以下のものを掲載した。

- ・URA の業務経験について、直近 5 年間の中に育児休業取得期間があり、「直近 5 年間の中で合計 3 年以上」を満たさない場合、どのような取扱いになりますか。

(2024 年 1 月 25 日)

- ・申請書類の書き方に、「URA 業務の評価対象には、研究活動のマネジメントは含まれますが、URA の組織である室や部門等の組織マネジメントは含まれません。」と書かれています。室長や部門長であるということを書いてはいけないということでしょうか。(2024 年 1 月 9 日)
- ・大学の子会社等に所属されている方の認定 URA の審査申請について (2024 年 1 月 9 日)
- ・携わった URA 業務について、認定 URA の認定審査の申請書に記載する際に注意すべきことがありますか。(2024 年 1 月 9 日)
- ・事務職員でも認定 URA の認定審査に申請できますか。(2024 年 1 月 9 日)

また、「申請要件」を「申請者が満たすべき条件 (申請条件)」に改め、URA 業務の経験年数は、審査において判定する旨を明記する等、申請者や各委員会からのコメント・提言を参照し、審査実施要項と申請書様式の改訂も行った。

以上から、審査及び認定を適切に実施しているといえる。

根拠：1-10_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査規程

1-12_一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査暫定細則

2-02_2023 年度認定 URA 審査実施要項 (2023 年 7 月 3 日版)

2-03_認定 URA 審査実施要項 (2024 年 11 月 15 日版)

2-04_認定 URA 審査申請書 (2024 年 9 月 30 日版)

2-12_資料 6_2024 年度認定 URA 審査実施要項 (案・見直し版) (2024 年 9 月 26 日)

2-13_資料 7_認定 URA の申請に必要な書類とその書き方 (案・見直し版) (2024 年 9 月 26 日)

2-20_Web サイト掲載の Q&A 項目

2-21_資料 6_不服審査に関するスケジュールについて (2024 年 5 月 20 日)

2-22_不服申立てに関する Web サイト情報提供

4. 自己点検・評価体制

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構 自己点検・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構会則第11条の規定に基づき、自己点検・評価委員会を置く。

(協議事項)

第2条 自己点検・評価委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 本機構が行う事業についての自己点検・自己評価に関すること。
- (2) その他自己点検・自己評価に関すること。

(組織)

第3条 自己点検・評価委員会は、関係団体から推薦された者及び事業運営委員会が選任した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 自己点検・評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、事業運営会議が指名する者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、自己点検・評価委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(委員会)

第6条 自己点検・評価委員会は、委員の過半数をもって成立するものとし、議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(事務)

第7条 自己点検・評価委員会の事務は、この法人の事務局が行う。

附 則

- 1 この要綱は、2022年2月14日から施行し、2022年1月25日から適用する。
- 2 当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2024年3月31日までとする。

自己点検・評価委員会委員名簿

氏名	所属機関	所属・職名	団体名
飯田 香緒里	国立大学法人 東京科学大学	副学長（産学官連携担当） 教授 医療イノベーション機構長	医療系産学連携ネットワーク協議会
遠藤 靖典	国立大学法人 筑波大学	理事・副学長（研究担当）	学術研究懇談会
小泉 周	国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学	副学長（総合戦略担当）	研究大学コンソーシアム
高橋 真木子	学校法人 金沢工業大学	大学院イノベーションマネジメント研究科・教授	リサーチ・アドミニストレーション協議会
○花屋 実	群馬大学	理事（研究・企画担当）	多能工型研究支援人材育成コンソーシアム
◎正城 敏博	大阪大学	共創機構・教授	大学技術移転協議会

※「◎」は委員長,「○」は副委員長

【参考 1】「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施」事業の公募要領 P.9 審査の観点

1) 質保証機関の設置及び運営について

①事業の目的

- ・ 質保証機関によって実施する URA 質保証制度が本事業の目的と合致しているか。

②URA に関係する団体、大学等との連携

- ・ URA に関係する団体、大学等が広く事業に関わることが可能な体制となっているか。
- ・ URA に関係する団体、大学等において研修や認定が広く活用されるような働きかけが可能な体制となっているか。
- ・ 事業を長期的に継続することが可能な安定的な体制が構築されているか。
- ・ 事業を最大限効果的に実施するための有機的な運営体制が構築されているか。

2) URA 質保証制度の整備について

- ・ 委託事業における報告内容を踏まえた整備計画になっているか。
- ・ 委託事業における報告内容のほか、新たな提案による計画を含む場合は、その提案内容が本事業の目的に合致するものとして十分な考察がなされているか。
- ・ 事業内容について、自ら評価や改善が可能な体制が構築されているか。

3) 研修について

- ・ 委託事業において提案された科目群・科目・シラバス等に基づいた研修を計画しているか。
- ・ URA の経験者を対象にした高度かつ専門的な内容を取り扱うレベルのほか、大学等で研究支援にかかる実務を行う事務職員や、社会人や大学院生等の U R A の未経験者なども受講可能な研修が計画されているか。
- ・ 研修の規模や対象者が適切に計画されているか。

4) URA の認定について

- ・ 委託事業において提案されたスキームに基づいた認定を計画しているか。
- ・ 認定の規模や対象者が適切に計画されているか。

5) 補助金の使途・規模

- ・ 補助金について適切かつ効果的な使途・規模となっているか。

【参考 2】

※選定時のコメント

1. 「質保証制度」の継続的運用を可能とするため、制度が提供するコンテンツの質の確保や、利用者増に向けた取組みを積極的に進めるなど、3年の補助事業期間のうちに、安定した財務基盤構築に向けた準備がなされる必要がある。

また、事業全体（研修・認定業務のほか、最上位委員会・事務局の運営コストを含む）の収支計画や具体的な取組み内容・結果に対し、財務面からのチェック機能を設けるなど、実効性が伴うものとする。

2. 外部評価委員会、自己評価・点検委員会については、評価・点検の方針や具体的方法の検討・策定が急がれる。

また、これらの委員会が「質保証制度」に対する自己検証・改善に資するものとするためには、年に1回以上の定期的な開催が望まれる。

3. 「認定専門 URA」の認定資格に対するニーズや当該資格の活用見通しに関する調査は、研究大学、大規模大学に対象を限定せず、多様性を考慮し、地方や中小規模の大学なども含めて行うこと。

【参考 3】 令和4年度「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施」事業 進捗確認における評価項目

(1) 質保証機関の運営状況

- ・選定時のコメント（※）に対して適切に対応しているか。
- ・URAに関係する団体、大学等が広く事業に関わることが可能な体制となっているか。
- ・URAに関係する団体、大学等において研修や認定が広く活用されるような働きかけが可能な体制となっているか。
- ・取組に対する評価やニーズの変化等に対応して適切な改善が行われているか。
- ・費用対効果は適切であるか。
- ・事業を最大限効率的に実施するための有機的な運営体制が構築されているか。

(2) URA質保証制度の整備・認定状況

- ・選定時のコメント（※）に対して適切に対応しているか。
- ・所期の行動計画に示した研修及び認定審査について、URAや大学等のニーズ等を踏まえた「質の確保」がなされているか。
- ・委託事業において提案されたスキームに基づいた認定が計画・実施されているか。
- ・認定の規模や対象者が適切に計画されているか。

(3) 研修の実施状況について

- ・所期の行動計画に沿って目標を達成しているか。
- ・選定時のコメント（※）に対して適切に対応しているか。
- ・委託事業において提案された科目群・科目・シラバス等に基づいた研修が計画・実施されているか。
- ・URAの経験者を対象にした高度かつ専門的な内容を取り扱うレベルのほか、大学等で研究支援にかかる実務を行う事務職員や、社会人や大学院生等のURAの未経験者なども受講可能な研修が計画・実施されているか。
- ・研修の規模や対象者が適切に計画・実施されているか。

(4) 今後の進め方

- ・補助事業期間終了後も本制度の継続性・発展性を確保し得る体制及び資金計画となっているか。
- ・取組の成果を継続・発展させる方針を明確に示すとともに機関の長のコミットメントは十分に期待できるか。

【参考4】令和6年度「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る
質保証制度の実施」事業 事後評価における評価項目

(1) 質保証機関の運営状況

- ・選定時及び進捗確認時のコメントに対して適切に対応しているか。
- ・URA に関係する団体、大学等が広く本事業に関わることが可能な体制となっているか。
- ・URA に関係する団体、大学等において研修や認定が広く活用されるような働きかけが可能な体制となっているか。
- ・取組に対する評価やニーズに変化等に対応して適切な改善が行われているか。
- ・費用対効果は適切であるか。
- ・本事業を最大限効率的に実施するための有機的な運営体制が構築されているか。

(2) URA 質保証制度の整備・認定状況

- ・選定時及び進捗確認時のコメントに対して適切に対応しているか。
- ・所期の行動計画に示した認定審査について、URA や大学等のニーズ等を踏まえた「質の確保」がなされているか。
- ・委託事業（令和2年度科学技術人材養成等委託事業「リサーチ・アドミニストレーターの認定制度の実施に向けた調査・検証」以下、「委託事業」という。）において提案されたスキームに基づいた認定が計画・実施されているか。
- ・認定の規模や対象者が適切に計画されているか。

(3) 研修の実施状況について

- ・所期の行動計画に沿って目標を達成しているか。
- ・選定時及び進捗確認時のコメントに対して適切に対応しているか。
- ・委託事業において提案された科目群・科目・シラバス等に基づいた研修が計画・実施されているか。
- ・URA の経験者を対象にした高度かつ専門的な内容を取り扱うレベルのほか、大学等で研究支援にかかる実務を行う事務職員や、社会人や大学院生等の URA の未経験者なども受講可能な研修が計画・実施されているか。
- ・研修の規模や対象者が適切に計画・実施されているか。

(4) 今後の進め方

- ・補助事業期間終了後も本事業の継続性・発展性を確保し得る体制及び資金計画となっているか。
- ・取組の成果を継続・発展させる方針を明確に示すとともに機関の長のコミットメントは十分に期待できるか。